

せいかつほご う ひと 生活保護を 受ける人へ

「やさしい日本語」で書いています。 「やさしい日本語」は 簡単にした 日本語のことです。



せいかつほご う き しゃかいふくしじむしょ くやくしょ ししょ てつだ
生活保護を 受けることが 決まったら 社会福祉事務所（区役所か 支所）が 手伝いま
す。ケースワーカー（やくしょ ひと せいかつほご せいかつ そうだん
役所の人。生活保護や 生活のことを 相談できます）が あなたの
いえ い せいかつ からだ ぐあい き かぞく かんが
家に行って 生活のことや 体の 具合などを 聞きます。あなたと 家族のことを 考えて
どんな てつだ き せいかつ こま わ
手伝いをするか 決めます。生活で 困ったことや 分からないことがあるときは
しゃかいふくしじむしょ き
社会福祉事務所に 聞いてください。

なごやし
名古屋市

もくじ (Index)

I 生活保護せいかつほごを受ける人うには権利けんりと義務ぎむがあります

p.1

→生活保護せいかつほごを受ける人うの3つの権利けんり

→生活保護せいかつほごを受ける人うの4つの義務ぎむ

II 医者いしゃに体からだの具合ぐあいを見みてもらうときにすること

p.4

→病院びょういんにい行くとき

→薬くすりをもらうとき

→健康保険証けんこうほけんしょうについて

III 介護かいごが必要ひつようになったときのこと

p.6

→介護保険かいごほけんにはい入ることについて

→次つぎの人ひとの介護かいごのためのお金かねは介護扶助かいごふじょ(生活保護せいかつほご)ではらいます

→介護サービスかいごをつかうためにすること

IV 生活保護費せいかつほごひについて

p.8

→生活保護費せいかつほごひをかえ返してもらうことがあります

→生活保護費せいかつほごひは次つぎのようにあなたにはらいます

→あなたのお金かねや通帳つうちょうはあず預かりません

V 自立支援プログラムじりつしえんを受うけることができます

p.9

→①就労支援プログラムしゅうろうしえん

→②多重債務者支援プログラムたじゅうさいむしゃしえん

→③学習支援プログラムがくしゅうしえん

→④健康管理支援プログラムけんこうかんりしえん

I 生活保護を受ける人には権利と義務があります



権利は法律で決まっていることの中で自由にできることです。

義務は守らなければいけないことです。

生活保護を受ける人の3つの権利

① みんなが同じように生活保護を受けることができます

※生活保護を受けるためには決まりがあります。

※暴力団員は生活保護を受けることができません。

② 理由がないのに生活保護費が少なくなることや、生活保護を受けることができなくなることはありません

③ あなたがもらう生活保護費には税金はかかりません。差し押さえもされません

生活保護を受ける人の4つの義務

① できるだけ自分の力で生活ができるようになってください

- ・働くことができる人は働いてください。働いたお金で生活ができるようになってください。
- ・病気やけがで働くことができない人は病院に行ってください。
- ・住んでいる家に払うお金や契約更新のお金などを払ってください。
- ・必ず決まった日までに忘れないで払ってください。
- ・お金は使いすぎないように考えて使ってください。

社会福祉事務所には「自立支援プログラム」(詳しいことは p.9 を 見てください)があります。
あなたが自分の力で生活ができるように社会福祉事務所が手伝います。

言葉の説明

生活保護費：生活保護でもらうことができるお金

税金：国や県、市などに払うお金 (Tax)

差し押さえ：国がお金(借金や税金)を返さない人にすること。

家などを売ったり、銀行のお金を使うことができないようにします

契約更新：借りている家に住むことができる日を長くすること

2 あなたの生活で何かが変わったときは社会福祉事務所に連絡してください

次の A から I の場合は社会福祉事務所に必ず変わったことを書いた紙を出してください。

そのことが本当だと分かるもの（給与明細書や年金額改定通知書など）も一緒に出してください。

※収入がないときも社会福祉事務所に連絡してください。

A 働くことになったとき、仕事をやめたとき、仕事が変わったとき

B 収入があるとき（収入とは年金、仕事をしてもらうお金、児童手当、生命保険で

もらうお金、養育費、仕送り、借金など生活保護費以外のお金のことです）

正しい収入を社会福祉事務所に教えてください。

次の控除などを受けることができるかもしれません。

基礎控除	働いてお金をもらっている場合決まったお金を控除します。 あなたがいくらお金をもらっているかで控除するお金は変わります
新規就労控除	新しく働いたとき6か月の間は決まったお金を控除します ※控除できない場合もあります
20歳未満控除	20歳になっていない人が働いた場合決まったお金を控除します ※控除できない場合もあります
ほかにも次の お金が控除できます	・社会保険料・所得税・仕事に行くときに使うお金など (電車やバスに乘るためのお金)

ことば 言葉の説明

給与明細書：働いてもらったお金や税金のことが書いてある紙。会社からもらいます

年金額改定通知書：年金でもらうお金が変わったときにもらう紙

年金：年をとった人や、病気やけがで体やこころの具合が悪い人がもらうお金

児童手当：子どもを育てている人がもらうことができるお金

生命保険：保険に入っている人からお金を集めます。集めたお金は病気になった人や家族に払います

養育費：子どもを育てるためのお金。子どもとは違う家で生活している親からもらいます

仕送り：家族からお金や食べ物などを送ってもらうこと

借金：お金を借りること

控除：「控除」を受けるとその分だけ生活保護費が増えます（少なくなります）

社会保険料：国が、働いている人と会社からお金を集めます。

集めたお金は病気になった人や仕事が無くなった人を助けるために使います

所得税：給料などのお金をもらった人が国に払うお金

C **世帯**の 人の 数が 変わる時

(死ぬ、子どもが 生まれる、引っ越してくる、ほかの 家に 引っ越す など)

D 病院に 入院したり 退院したりしたときや、老人ホームなどに 入ったり 出たりしたとき

E 住んでいる 家や 借りている **土地**に 払う お金が 変わる時、住む 家を変えるとき

F 高校や 大学に 入学する、卒業する、しばらく 休む、やめる、などをするとき

G 自分の 力で 生活できると 思ったとき

H 外国へ 行くとき

I Aから H以外で 生活が 変わる (変わった) とき



3 **社会福祉事務所の 言うことを 聞いてください**

あなたが 次の Aから Gの場合 社会福祉事務所は あなたに してほしいことを 言います。

言うことを 聞かないと 生活保護を 受けることが できなくなるかもしれません。

A 働くことが できるのに 働かないとき

B 働く 力が あるのに 収入が 少ないとき

C 国から もらうことができる お金 (年金、**障害者**への サービスなど) を 使おうとしないとき
も 持っていてはいけない **資産**を 生活に 使わないとき

D 病気や けがをしているのに 病院に 行かないとき、体の 悪いところを 治そうとしないとき

E 収入のことなど 必要な 連絡を 社会福祉事務所に しなかったとき

F ケースワーカーが あなたの 家に 行ったときに 無視したとき

G Aから F以外で あなたが 自分の 力で 生活するために 必要なとき

4 **資産があるのに 生活保護を 受けた場合 生活保護費を 返してもらうことができます**

社会福祉事務所が 決めた お金を 返してください。

たとえば 資産を 売って お金を もらったときなどです。

ことば せつめい 言葉の説明

世帯：同じ 家に 住んでいる人 全員

土地：家を 建てるための 地面。森や 畑などの 地面のこと

障害者：体や こころの 具合が 悪い人

資産：銀行や 郵便局に 預けた お金、保険の お金、自動車、住んでいない 家や 土地などのこと

Ⅱ 医者に 体の 具合を 見てもらうときにすること

びょういん い 病院に 行くとき

① 病院に 行くときは 「医療券」が 必要です

しゃかいふくしじむしょ れんらく いりようけん
社会福祉事務所に 連絡して 「医療券」を もらいます。

あと びょういん い びょういん い でんしゃ の かね
その後に 病院に 行きます。病院に 行く 電車や バスに 乗るための お金が ないときは
そうだん
相談してください。必ず 病院に 行く 前に 社会福祉事務所に 相談してください。

② 病院に 行く 必要が なくなったときは 必ず 社会福祉事務所に 連絡してください

③ 次のようなときは 「休日・夜間等受診証」を 持って 病院に 行ってください

どうようび にちようび よる しゃかいふくしじむしょ れんらく
→ 土曜日、日曜日や 夜などで 社会福祉事務所に 連絡できないとき

きゅう びょうき しゃかいふくしじむしょ れんらく
→ 急な 病気で 社会福祉事務所に 連絡できないとき

きゅうじつ やかんとうじゅしんしょう つか はや
「休日・夜間等受診証」を 使ったときは できるだけ 早く

しゃかいふくしじむしょ れんらく
社会福祉事務所に 連絡してください。

こうつうじこ びょういん い いりようけん
※交通事故などの けがで 病院に 行ったときは 「医療券」や

きゅうじつ やかんとうじゅしんしょう つか しゃかいふくしじむしょ れんらく
「休日・夜間等受診証」は 使うことが できません。社会福祉事務所に 連絡してください。



くすり 薬を もらうとき

① 薬を もらうときは 「調剤券」が 必要です

しゃかいふくしじむしょ れんらく ちょうざいけん
社会福祉事務所に 連絡して 「調剤券」を もらいます。

あと くすり い
その後に 薬を もらいに 行きます。

② 薬は 後発医薬品（ジェネリック医薬品）を 使ってください

くすり つか いしゃ こうはいやくひん つか
ほかの 薬を 使うことが できるのは、医者が 後発医薬品を 使うことが
できないと 言ったときなどです。



ことば せつめい 言葉の説明

いりようけん びょういん い だ びょういん かね
医療券：病院に 行ったときに 出します。病院の お金が かかりません

きゅうじつ やかんとうじゅしんしょう しゃかいふくしじむしょ やす ひ よる おそ じかん びょういん い
休日・夜間等受診証：社会福祉事務所が 休みの 日や 夜の 遅い 時間に 病院に 行くときに
も 持っていけます

ちょうざいけん くすり だ くすり かね
調剤券：薬を もらうときに 出します。薬の お金が かかりません

こうはいやくひん いやくひん やす かね か くすり
後発医薬品（ジェネリック医薬品）：安い お金で 買うことが できる 薬です

けんこうほけんしょう 健康保険証について

① 生活保護を受けると国民健康保険、後期高齢者医療制度は使うことができません
健康保険証を返してください。

② 次の医療証や健康保険証は生活保護を受けていても使うことができます

持っている人は必ず病院の受付に出してください。

→ 自立支援医療

→ 特定医療費助成制度（指定難病）

→ 会社などの健康保険証 など

新しく医療証をもらったときは社会福祉事務所に連絡してください。



ことば せつめい 言葉の説明

健康保険証(保険証)：保険に入っていることが分かるカード

国民健康保険：会社などで働いていない人が入る保険

後期高齢者医療制度：75歳以上の人の医療保険です。

体やこころの具合が悪い人は65歳から入ることができます

医療証：治すことが難しい病気の人からもらうカード。

病気を治すためにかかるお金が少なくなります

自立支援医療：国のサービスです。

こころの病気などの人が病院に払うお金を少なくすることができます

特定医療費助成制度（指定難病）：国のサービスです。指定難病（治すことが難しい病気。国が決めます）を治すためのお金が安くなります

Ⅲ ^{かいご}介護が ^{ひつよう}必要になったときのこと

^{かいごほけん}介護保険に ^{はい}入ることについて

^{せいかつほご}生活保護を ^う受けている人も ^{ひと}介護保険に ^{はい}入ります。65歳以上の人や ^{さいいじょう}医療保険に ^{はい}入っている 40歳から ^{さい}64歳の人が ^{はい}入ります。介護保険で ^{はら}払う ^{かね}お金は ^{せいかつほご}生活保護費と ^{いっしょ}一緒に ^{もらう}もらうことが ^{できます}できます。
^{しゃかいふくしじむしょ}社会福祉事務所が ^かあなたの ^か代わりに ^{ほけんしゃ}保険者（^{なごやし}名古屋市）に ^{はら}払うことも ^{あります}あります。
^{ろうれいねんきん}老齢年金などを ^{もらっている}もらっている人は ^{ひと}年金の ^{かね}お金から ^{かいごほけん}介護保険で ^{はら}払う ^{かね}お金を ^ひ引きます。

^{つぎ}次の人の ^{かいご}介護のための ^{かね}お金は ^{かいごふじょ}介護扶助（^{せいかつほご}生活保護）で ^{はら}払います

- ・ ^{さいいじょう}65歳以上で ^{かいごほけん}介護保険に ^{はい}入っている人
- ・ ^{さい}40歳から ^{さい}64歳で ^{かいごほけん}介護保険と ^{いりょうほけん}医療保険に ^{はい}入っていて、
^{かいごほけん}介護保険で ^き決まっている ^{びょうき}病気で ^{かいご}介護が ^{ひつよう}必要と ^{みと}認めてもらった人
→あなたが ^{かいごほけん}介護保険サービスに ^{はら}払う ^{かね}お金（^{じこふたんぶん}自己負担分）を ^{かいごふじょ}介護扶助で ^{はら}払います
- ・ ^{さい}40歳から ^{さい}64歳で ^{かいごほけん}介護保険と ^{いりょうほけん}医療保険に ^{はい}入っていないくて、^{かいごほけん}介護保険で ^き決まっている
^{びょうき}病気で ^{かいご}介護が ^{ひつよう}必要と ^{みと}認めてもらった人
→あなたが ^{かいごほけん}介護保険サービスに ^{はら}払う ^{ぜんぶ}全部の ^{かね}お金を ^{かいごふじょ}介護扶助で ^{はら}払います

^{しょうがいしゃ}障害者への ^{つか}サービスを使うことができる場合は ^{ばあい}そのサービスを ^{つか}使ってください。
（^{かいごほけん}介護保険サービスと ^{おな}同じくらいの ^{つか}サービスを使うことができる場合です）

^{ことば}言葉の ^{せつめい}説明

^{かいご}介護：毎日の ^{まいにち}生活（^{せいかつ}食べること、^たお風呂に ^{ふろ}入ること など）が ^{はい}難しい人を ^{むずか}手伝えること
^{かいごほけん}介護保険：みんなから ^{かね}お金を ^{あつ}集めます。集めた ^{あつ}お金で ^{まいにち}毎日の ^{せいかつ}生活が ^{むずか}難しい人などを ^{たす}助けます
^{いりょうほけん}医療保険：病気や ^{びょうき}けがをした人が ^{ひと}病院などで ^{はら}払う ^{かね}お金が ^{すく}少なくなります。みんなから ^{かね}お金を ^{あつ}集めます
^{ろうれいねんきん}老齢年金：65歳から ^{さい}もらうことができる ^{かね}お金。年金を ^{はら}払っていた人が ^{ひと}もらいます
^{かいごほけん}介護保険サービス：介護保険を ^{つか}使って ^{せいかつ}生活が ^{むずか}難しい人を ^{たす}助ける サービスのこと

介護サービスを使うために すること

介護が 必要になったときは ケースワーカーに 相談してください。

介護サービスを使うためには **要介護認定**が 必要です。要介護認定を

受けて **介護区分**が 決まってから **ケアマネジャー**が **利用計画書** (**ケアプラン**) を

作ります。その利用計画書を見て 介護扶助をするか 決めます。

※**デイサービス**の 食事の お金など あなたが お金を
払うものも あります。



言葉の説明

介護サービス：介護保険を使って 生活が 難しい人を 助ける サービスのこと

要介護認定：毎日の 生活を 手伝えることが 必要だと 決めること。役所などが 決めます

介護区分：介護が どのくらい 必要か 分かります。7つに 分けています

ケアマネジャー：体や こころの 具合が 悪い人の 話を 聞きます。生活を 手伝えるために 計画を 考えます

利用計画書 (**ケアプラン**)：介護を 受ける人や 家族に 話を 聞きます。

ケアマネジャーが どんな 介護が 必要か 考えます

デイサービス：毎日の 生活が 難しい人を 手伝えるところ(建物)。泊まらないで 行った その日に 帰ります

Ⅳ 生活保護費について

生活保護費を返してもらうことがあります

社会福祉事務所はあなたが収入のことなどでうそを言っていないか調べています。

調べているときに次のことが分かった場合は、生活保護費を返してもらうことがあります。

- ・収入のことなどでうそを言っていた
- ・必要な紙などを出していない など

返してもらった生活保護費に100分の40をかけた(×40/100)お金も

払ってもらう場合があります。法律で罰を受けることもあります。



生活保護費は次のようにあなたに払います

生活保護費は毎月1日(銀行が休みの場合、次に銀行が開く日)に払います。

あなたが教えた口座にお金を入れます。社会福祉事務所でお金を渡すことも

あります。生活保護費を初めてもらうときや社会福祉事務所が必要だと

決めた場合です。入院している人などにはお金を送ることもできます。

社会福祉事務所が家賃などのお金をあなたの代わりに払う場合もあります。



あなたのお金や通帳は預かりません

社会福祉事務所の人あなたのお金や通帳を預かることはありません。

しかし、あなたが預かってほしいと言って、社会福祉事務所が預かった方が

良いと決めた場合だけは預かります。社会福祉事務所で大切に預かります。

社会福祉事務所の人一人だけで預かることはありません。

言葉の説明

口座：お金を入れたり、出したりするところ。銀行で作ります

通帳：銀行でもらうノートです。銀行にお金を入れたり出したことが書いてあります

V 自立支援プログラムを受けることができます

あなたが健康で自分の力で生活することができるように社会福祉事務所が手伝います。
次のような自立支援プログラムがあります。

① 就労支援プログラム

あなたが仕事をすることができるように手伝います。
「就労支援員」という仕事のことに詳しい人が手伝います。



② 多重債務者支援プログラム

たくさんの借金があって生活に困っている人を**弁護士**が手伝います。
返すお金を少なくしたり、返す日を長くしたりできるかもしれません。
※生活保護を受ける前の借金を返す必要がある場合は、
ケースワーカーに相談してください。



③ 学習支援プログラム

高校に行きたい中学生に勉強を教えます。
家や学校のほかに安心できる場所を作ることも手伝います。
お金はかかりません。



④ 健康管理支援プログラム

40歳以上で**社会保険**に入っていない人は1年に1回健康かどうか
調べることができます。お金はかかりません。体が悪くなりそうな人には
生活を変える手伝いをします。**保健センター**の人に健康のことを相談することもできます。



言葉の説明

弁護士：法律のことを相談したいときに話を聞いてくれる人

社会保険：国が、働いている人と会社からお金を集めます。集めたお金で困った人を助けます

保健センター：健康に関係のあるいろいろなことができる場所です。区がやっています

MEMO

A large, empty rectangular box with rounded corners, intended for writing a memo. The box is white and stands out against the light blue background of the page.